

北上市告示乙第77-11号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和8年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 名称及び代表者氏名
相去地区自治協議会
門 脇 晃
- 2 住所又は事務所の所在地
岩手県北上市相去町小糠沢19番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
 - (1) 相去地区交流センターの使用料の徴収及び収納事務
 - (2) 相去地区交流センターの私用電話利用料金の徴収及び収納事務
 - (3) 北上市民相去体育館の使用料の徴収及び収納事務
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者に指定した日
令和8年4月1日
- 5 公金事務を委託した日
令和8年4月1日
- 6 公金の徴収又は収納をさせる期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで